

農機レンタル確認書兼承諾書

I. 利用について

借受者（以下利用者という）と明日香村地域振興公社（以下公社という）は公社がレンタルする物件（以下レンタル機という）について、次のとおり確認事項を定め、利用者はこれらを遵守するものとします。

II. 貸出し・使用・返却

1. レンタル機の貸出し

利用者は公社が定める農業機械利用申請書に必要事項を記入の上、申し込みを行います。

公社はレンタル機貸出し時において、利用者とともにレンタル機に異常がないことを確認し、これをもって正常な性能を具備しているものとみなし、貸出しの開始とします。

2. 履行事項

(1) 利用者は善良なる管理者の注意をもってレンタル機を使用・保管し、常時正常な状態に維持管理します。

(2) レンタル機の燃料、洗車に係る費用は利用者の負担とします。

(3) 利用者はレンタル機を借り受ける際、公社よりレンタル機の取扱・操作方法および運転方法について説明を受け、安全に使用します。

(4) 利用者は公社へレンタル機を返却する際、通常の使用によって摩耗した箇所を除き貸出し開始時の状態で返却するものとします。

(5) 異常発生時（故障・破損・盗難等）には、利用者は遅滞なく公社に連絡し、協議の上、公社が代替機の提供またはレンタル料金の変更等の対応を決定します。

3. 禁止事項

利用者は次の各号に定める行為をしてはいけません。

(1) レンタル機に、新たに装置・部品・付属品などを装備させること。または既に装備している物を取り外すこと。

(2) レンタル機の改造、あるいは性能・機能の変更をすること。

(3) レンタル機に表示された所有権の表示や標識を抹消したり取り外すこと。

(4) レンタル機を法令に違反した使用や本来の用途以外に使用すること。

(5) 賃借権を第3者に譲渡すること。

III. 故障・事故の措置および補償

1. 損害賠償

(1) 利用者が正常にレンタル機を使用していた場合に発生した不具合の修理・部品代金は公社の負担とします。ただし、利用者の故意、重大な過失による故障・破損時の修理にかかる費用は利用者の負担とします。修理不能の場合および盗難によりレンタル機が滅失した場合は、利用者は該当レンタル機と同等品を公社に提供するか時価相当額を公社に支払います。

(2) レンタル機が、天災地変、その他公社・利用者いずれの責にも帰する事ができない事由によって滅失、あるいは毀損した場合の損害の負担については公社の責任において行い

ます。

(3) レンタル機を使用して発生した事故等における傷害等については、いかなる場合も利用者の責任とします。この際、公社は一切の責任を負わないものとし、利用者は損害賠償の請求を行わないものとし。

(4) 利用者が第3者に対して人的・物的な損害を発生させた場合は利用者の責任において解決します。この時、Ⅲ. 3に定める補償制度が適用される場合があります。

2. 事故処理

利用者はレンタル期間中に、レンタル機に係る人身事故、重大な事故が発生した場合、けが人の救護、公社および警察への連絡など必要な措置を講じます。

3. レンタル機補償

(1) レンタル機については、対人・対物等に係る保険に加入しています。但し、道路交通法上の車両登録のない農業機械となりますので、公道上の事故等は補償されません。

(2) 警察及び公社に届出のない事故、その他この確認事項および法令に違反した場合については、補償制度による損害補填が受けられないことがあります。

(3) 傷害保険の追加加入については利用者の任意とします。

レンタル機械チェックリスト

貸出し時		返却時	
著しいオイル漏れがないか		著しいオイル漏れがないか	
ラジエータ水量は適当か		ラジエータ水量は適当か	
ベルト緩み、破損はないか		ベルト緩み、破損はないか	
外観に著しい破損はないか		外観に著しい破損はないか	
燃料は満タンか		燃料は満タンか	

公社担当者 _____ 印

公社担当者 _____ 印

上記、確認書の内容に同意したうえで農業機械レンタルを申し込みます。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

申込者 住 所 _____
氏 名 _____ 印